(ii) パラメーター推計（PD、LGD及びEADの推計をいう。）及びその検証体制
(iii) 内部格付制度並びに使用するモデルの開発及び管理等に係る運営体制
(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、次の表の上欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項

内部格付手法を段階的に適用する計画がない場合		
内部格付手法を段階的に適用する計画がある場合		
	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき	一　使用する内部格付手法の種類 二　内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲
	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があるとき	一　使用する内部格付手法の種類 二　内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲 三　内部格付手法の適用を除外する事業単位（多数である場合にあっては、主な事業単位）又は資産区分の範囲
	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき	一　使用する内部格付手法の種類 二　内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲 三　当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲 四　前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類
	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があるとき	一　使用する内部格付手法の種類 二　内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲 三　当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲 四　前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類 五　内部格付手法の適用を除外する事業単位（多数である場合にあっては、主な事業単位）又は資産区分の範囲

(iii) 金融機関等向けエクスポージャー
(iv) 株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD／LGD方式を適用する場合に限る。）
(v) 居住用不動産向けエクスポージャー
(vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
(vii) その他リテール向けエクスポージャー
三　信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
四　派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
五　証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
イ　リスク管理の方針及びリスク特性の概要
ロ　自己資本比率告示第二百二十六条第四項第三号から第六号まで（これらの規定を自己資本比率告示第二百三十一条第二項及び第二百七十九条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要
ハ　信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針
ニ　証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
ホ　証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称
ヘ　農林中央金庫が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び農林中央金庫が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別
ト　農林中央金庫の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、農林中央金庫が行った証券化取引（農林中央金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称
チ　証券化取引に関する会計方針
リ　証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）
ヌ　内部評価方式を用いている場合には、その概要
ル　定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容
六　マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）
イ　リスク管理の方針及び手続の概要
ロ　マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）
ハ　想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法
ニ　内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスティング及びストレス・テストの説明
ホ　追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
ヘ　包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
ト　マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種